

2014年条約勧告適用専門家委員会 ILO第144号条約ダイレクトリクエスト（抄）
（厚生労働省大臣官房国際課仮訳）

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約 1976年（第144号条約）
（日本批准：2002年）

条約5条 効果的な三者協議

委員会は、政府と社会的パートナーに、国際労働基準に関する三者協議を改善するために講じられる措置について報告し続けるよう求めている。また、政府に、上記の未批准条約（第5(1)(c)条）を見直すための協議を含む、条約第5(1)条に記載された事項に関する協議の内容及び結果について情報を提供し続けるよう求めている。

第3条 社会的パートナーの代表

委員会は、政府に、最も代表的な団体を国際労働基準に関する三者構成機関及び協議会の中で選出するために講じられる措置について報告し続けるよう求めている。